

(案)

資料 8

答 申 第 号

令和 4 年 月 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 人見 剛

個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度における対応について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第 50 条及び神奈川県情報公開条例第 30 条第 2 項の規定に基づき、令和 3 年 11 月 18 日付け情公第 2342 号で神奈川県情報公開・個人情報保護審議会に対してなされた「個人情報の保護に関する法律等の改正に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度における対応について（諮問）」については、別添のとおり答申します。

個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度における対応について（答申）

目次

1	はじめに	3
2	個人情報保護制度について	5
(1)	改正個人情報保護法において、条例で定める必要があるとされている事項について	5
ア	費用負担	5
イ	匿名加工情報の利用に係る手数料	5
(2)	改正個人情報保護法において、条例で定めることができるとされている事項及び 条例で定めることが妨げられるものではないとされている事項について	6
ア	条例要配慮個人情報	6
イ	個人情報ファイル簿及び個人情報事務登録簿	7
ウ	開示義務	8
エ	開示決定等の期限	9
オ	訂正請求・利用停止請求における開示請求前置	9
カ	審議会への諮問案件	9
(3)	その他の重要な事項について	10
ア	個人情報保護制度の対象となる機関	10
イ	要配慮個人情報の取扱制限	10
ウ	収集の制限	14
エ	利用及び提供の制限	17
オ	電磁的方法による提供	17
カ	個人情報保護審査会及び情報公開審査会	21
キ	運用状況の公表	21
3	情報公開制度について	22
(1)	個人情報保護制度との整合性を確保するために対応が必要な事項について	22
ア	行政文書（地方公共団体等行政文書）の定義	22

イ	匿名加工情報の非公開情報性及び裁量的公開	22
ウ	開示決定等の期限	23
エ	処分後の公開の手續と処分の期限	24
オ	費用負担	24
カ	個人情報保護審査会及び情報公開審査会	25
キ	審査請求を棄却する場合等における手續	25
(2)	その他の重要な事項について	26
4	おわりに	26

1 はじめに

(1) 神奈川県個人情報保護条例について

本県では、情報処理技術、通信技術の進歩を背景として、大量の個人情報が蓄積、利用されることが、社会に利便をもたらす反面、誤った個人情報の利用や収集したときの事情を無視した利用等の不適正な個人情報の取扱いによる個人の権利利益の侵害のおそれがあること、また、各種意識調査でも住民の間に個人情報の取扱いに対する不安感が増大していることなどを踏まえ、平成2年に、都道府県で初めて、個人情報保護に係る条例として、神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）を制定・施行した。

この条例は、県の機関が保有する個人情報の開示及び訂正を求める権利を何人にも保障するとともに、県の機関における個人情報の取扱いのルールを定め、また、民間事業者における個人情報の取扱いについても、個人情報取扱業務登録制度（通称：PD マーク制度）を創設する等、自主的な規制を促す内容となっていた。こうした自己情報開示請求権等や行政及び民間における個人情報の取扱いのルール等は、現在では、国、地方公共団体、民間全てについて法制度が整備されているが、当時としては画期的なものであったと言える。

そして、個人情報保護条例制定後においても、平成15年に成立した個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）や、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）の基本理念や国の行政機関における保護措置を踏まえつつ、本県に必要な個人情報保護措置として、社会状況の変化に応じて独自に検討、実施し、県民との信頼関係を築いてきた。

(2) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の改正等について

令和3年5月19日に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「デジタル社会形成整備法」という。）が公布された。

デジタル社会形成整備法においては、個人情報保護法を改正し、同法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律

において全国的な共通ルールを規定し、その所管を個人情報保護委員会に一元化することとされた。

個人情報保護法の改正によって全ての地方公共団体に適用されることとなる同法の規定は、個人情報の保護と利活用の両立を図るための標準的な規律を定めるものとされ、各地方公共団体においては、同法の施行（地方公共団体の機関における個人情報の取扱いに係る規定については、令和5年4月1日施行予定。）までの間に、同法の趣旨・目的及び関係規定に照らして、条例の各規定について改正等の要否を検討の上、適切に対応することが必要となった。

(3) 当審議会への諮問について

デジタル社会形成整備法による改正後の個人情報保護法（以下「改正個人情報保護法」という。）の規定のうち、地方公共団体の機関や地方独立行政法人に関する規定については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなり（後日、施行期日は令和5年4月1日とされた。）、本県の個人情報保護制度についても所要の対応を講ずる必要が生じた。

また、これに伴い、本県の情報公開制度についても、個人情報保護制度との整合性を確保するために、所要の対応を講ずる必要が生じた。

このため、令和3年11月18日に、知事から当審議会へ、個人情報保護条例第50条及び神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号。以下「情報公開条例」という。）第30条第2項の規定に基づき、次の項目における対応の方向性についての諮問がなされた。

ア 個人情報保護制度について

- (ア) 改正後の個人情報保護法において、条例で定める必要があるとされている事項について
- (イ) 改正後の個人情報保護法において、条例で定めることができるとされている事項及び条例で定めることが妨げられるものではないとされている事項について
- (ウ) その他の重要な事項について

イ 情報公開制度について

- (ア) 個人情報保護制度との整合性を確保するために対応が必要な事項について

(イ) その他の重要な事項について

(4) 答申に向けての審議について

知事からの諮問を受け、当審議会では、令和3年11月から令和4年5月まで、計7回にわたり審議会を開催し、審議を重ねた。

審議においては、個人の権利利益の保護という観点を重視した対応の方向性を目指し、個人情報保護委員会から提供された資料等では不明確な点については、当審議会から個別の照会を行い、その回答も踏まえて検討を進めた。

そして、令和4年●月●日、次のとおり、対応の方向性について取りまとめを行うに至った。

2 個人情報保護制度について

(1) 改正個人情報保護法において、条例で定める必要があるとされている事項について

ア 費用負担

本論点は情報公開制度における対応の方向性と密接に関連するものであるため、後述の項番3(1)オにて、情報公開制度における対応の方向性と併せて記載することとする。

イ 匿名加工情報の利用に係る手数料

改正個人情報保護法では、行政機関等が保有する個人情報を、特定の個人を識別できないように加工して民間事業者に提供する制度である匿名加工情報の提供制度が、地方公共団体の機関にも導入されることとなる。

そして、匿名加工情報の利用に関する契約を、地方公共団体の機関と締結する者は、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならないこととされている。

この点、仮に条例で政令と異なる定めをする場合には、団体の特殊事情や実費等の合理的な理由や、事務の執行にあたって特別なコストが生じるというような具体的な理由が必要と考えられている。

そのため、実費を勘案して政令で定める額を踏まえ、必要に応じて県の特殊事情等を勘案した上で、条例において適切な額の手数料を定めることが適当である。

(2) 改正個人情報保護法において、条例で定めることができるとされている事項及び条例で定めることが妨げられるものではないとされている事項について

ア 条例要配慮個人情報

個人情報保護条例では、信条、病歴等の 11 項目を含む個人情報について、不当な差別に利用されるおそれのある情報であること等から、要配慮個人情報として規定している。

改正個人情報保護法や同法施行令においても、個人情報保護条例と同じ 11 項目を要配慮個人情報として規定しているが、これに加えて、地方公共団体の機関等が保有する個人情報のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等として当該地方公共団体の条例で定める記述等が含まれる個人情報を「条例要配慮個人情報」とし、必要に応じてこれを条例で定めることができることとしている。

条例要配慮個人情報を規定した場合における改正個人情報保護法等の適用の効果については基本的に要配慮個人情報と同様とされ、その取扱いに関しては、要配慮個人情報に該当するか否かを問わず、個人情報の取扱いの規律が適用される。そのため、個人情報の取扱いにおける効果は条例に規定しない場合と同様ではあるが、条例に規定することで、差別や偏見等の事実等を踏まえ、その取扱いは配慮されるべきことが明示される効果はあると考えられるので、規定を必要とする立法事実の有無や、規定範囲が広範になりすぎてしまわないよう適切な限界を設定することができるかといった点について、予め整理を要すると考えられる。

よって、条例要配慮個人情報の規定に当たっては、本県において本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じている事実やそのおそれがあるもの、その事実に係る本県の独自の事情や他の法令等における差別や権利利益の侵害の禁止の状況等の立法事実を確認するとともに、これに基づく適切な規定範囲を検討し、特に配慮を要する個人情報であることを条例で明示することにより、差別や偏見等に対する個人の権利利益の保護についての本県の認識が高まり、適切に取り扱うための効果が大きいといえるか否かを総合的に考慮し、規定の要否の判断を行うことが適当である。また、本県における新たな施策や社会状況の変化等を踏まえて、随時、規定の検討を行うことが望ましい。

なお、条例要配慮個人情報の規定に関わらず、本県の事務において配慮を要する個人情報の取扱いは、その事務の内容や目的、個人情報の性質等に応じた保護措置を図り、適切な運用を行うことが適当である。

イ 個人情報ファイル簿及び個人情報事務登録簿

(ア) 個人情報ファイル簿について

改正個人情報保護法では、保有している個人情報ファイル（保有個人情報を含む情報の集合物であって、改正個人情報保護法第 60 条第 2 項 1 号又は 2 号に掲げるもの。）について、原則として、当該個人情報ファイルに係る一定の事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないこととされている。

この個人情報ファイル簿は、保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、行政機関等における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにしているものである。

なお、個人情報ファイル簿については、本人の数が一定の数（1,000 人）に満たない個人情報ファイルは作成・公表義務の対象外となるが、法の趣旨に反しない限り、当該一定の数に満たない個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿の作成・公表を行うことは妨げられないこととされている。

(イ) 個人情報事務登録簿について

これに対し、個人情報保護条例では、個人情報を取り扱う事務について、原則として、一定の事項を記載した個人情報事務登録簿を備えなければならないこととされており、当該個人情報事務登録簿については、審議会に報告するとともに、一般の縦覧に供されることとされている。

この個人情報事務登録簿は、県民等が自己に関する情報の所在や内容を確認し、積極的に自分の情報に関与することができるようにするとともに、各実施機関はあらかじめ事務ごとの個人情報の取扱目的を明確にし、個人情報事務登録簿に示すことで、目的を超えた取扱いを制限するなど、取扱目的ごとの個人情報の適正な管理に役立てることができるようにしているものである。

なお、個人情報事務登録簿について、個人情報保護条例においては、上述の個人情報ファイル簿のような本人の数に係る限定はない。

個人情報事務登録簿が多くの地方公共団体で活用されている点に鑑み、改正個人情報保護法においても、地方公共団体の機関等は、条例で定めるところにより、個人情報の保有状況に関する事項を記載した帳票（個人情報を取り扱う事務単位で作成された帳簿等）を作成し、公表することができることとされている。

(ウ) 対応の方向性について

この点、改正個人情報保護法施行後においても、現行の個人情報保護条例における運用と概ね同程度の範囲の事務等について、引き続き、自己の情報に関与することができるようにするとともに、県における個人情報の適正な管理に役立てることができるようにするため、現在作成・公表している個人情報事務登録簿の継続をすべきとも考えられる。

しかし、改正個人情報保護法により作成が義務付けられる個人情報ファイル簿に加え、全ての事務についてこれまでどおり個人情報事務登録簿の作成等を継続することは、事務の重複に伴う非効率性という観点から課題があり、また、個人情報の適正な管理は、必ずしも事務登録簿によらなければ行えないものではない。

ただし、改正個人情報保護法においては、個人情報保護とデータ流通の両立に必要な全国的な共通ルールの設定が目的の1つとされているところ、個人情報事務登録簿や個人情報ファイル簿等により、保有個人情報の内容及び所在を幅広く把握できるようにしておくことは、データ利活用の観点からの有用性も認められると考えられる。

そのため、必要に応じて事務の効率化を勘案した見直し等を行いつつ、条例に規定して個人情報事務登録簿の作成等を継続するか、個人情報ファイル簿をある程度法定の範囲を超えて作成することが望ましい。

それらが困難である場合には、これまで個人情報保護条例において個人情報事務登録簿の作成対象であった、本人の数1,000人未満の範囲についても、内部チェック機能等による個人情報の適正な取扱いが引き続き確保されるよう、必要な対応を行うことが適当である。

ウ 開示義務

個人情報保護条例では、保有個人情報の開示義務において、その例外である不開示情報の1つとして、「法令等の規定又は地方自治法第245条の9第1項に規定する基準その他実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により、本人に開示することができないとされている情報」（以下「法令秘等情報」という。）を定めている。

この点、改正個人情報保護法は、法令秘等情報を不開示情報とする規定を設けていないものの、このように改正個人情報保護法が不開示情報として規定していない情報であっても、「行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条

例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるもの」については、条例でこれを不開示情報とすることが認められている。

しかし、法令秘等情報は、個人情報保護委員会では、改正個人情報保護法に規定する「行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報」には該当しないと解されているため、条例においてこれを不開示情報とする規定を設けることは許容されないことから、法令秘等情報については、改正個人情報保護法第78条第1項各号に規定されている不開示情報の規定に基づいて、開示又は不開示の判断を行うことが適当である。

エ 開示決定等の期限

本論点は情報公開制度における対応の方向性と密接に関連するものであるため、後述の項番3（1）ウにて、情報公開制度における対応の方向性と併せて記載することとする。

オ 訂正請求・利用停止請求における開示請求前置

改正個人情報保護法は、保有個人情報の訂正請求・利用停止請求（以下「訂正請求等」という。）を行うに当たり、当該保有個人情報に係る開示決定を受けること（開示請求前置主義）とされた。ただし、訂正請求等の制度の運用に支障が生じない限りにおいて、地方公共団体は、条例の定めにより、開示請求前置主義を採用しないことも妨げないとされた。

この点、①現行の個人情報保護条例は開示請求前置主義を採用していないこと、②保有個人情報の内容に明白な誤りが認められる場合や保有個人情報の利用に明白な条例違反が認められる場合にまで開示請求を経なければならないとすれば、請求者に無用な手続的負担を強いることになること、③改正法が開示請求前置主義を採用する趣旨は、訂正請求等の制度の円滑かつ安定的な運用に資する点に求められるところ、開示請求前置主義を採用していない現行条例の下において、制度の円滑かつ安定的な運用に支障が生じるような実情は認められないことから、改正法の下においても、引き続き、開示請求前置主義を採用しないことが適当である。

カ 審議会への諮問案件

個人情報保護条例では、要配慮個人情報の取扱い、個人情報の目的外利用・提供、本人以外の者からの個人情報の収集等にあたり、審議会への諮問が必要となる場合がある。

改正個人情報保護法では、地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、改正個人情報保護法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができることとされている。

この点、改正個人情報保護法施行後においては、個人情報保護委員会による地方公共団体の監視も始まるところではあるが、これまでの県の施策との継続性を確保し、個人の権利・利益の保護を全うしつつ、県の施策を実施していくにあたり、審議会は引き続き重要な役割を果たすものと考えられる。

そのため、県として、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合には、確実に審議会の意見を聴くことができるよう、条例で適切に規定をすることが適当である。

(3) その他の重要な事項について

ア 個人情報保護制度の対象となる機関

個人情報保護条例では、個人情報の保護に関する制度を実施する機関である「実施機関」として、知事をはじめとした県の機関等を規定しており、この中に議会も含まれている。

改正個人情報保護法においては、法の適用対象機関である「行政機関等」の1つとして、地方公共団体の機関を規定しているが、この中からは議会は除かれている。

議会が除かれている趣旨としては、国会や裁判所と同様、議会においては、自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいためであるとされている。

この点、これまで議会が個人情報保護条例に規定する「実施機関」の1つとして、条例の規律に服していたことに鑑みれば、改正個人情報保護法施行後においても、議会における個人情報の適切な取扱いが引き続き確保されるよう、対応を行う必要があると考えられる。

そのため、議会においても、条例等の規律により、個人情報の取扱いに係る必要な保護措置を定めることが適当である。

イ 要配慮個人情報の取扱制限

(ア) 改正個人情報保護法における要配慮個人情報の取扱いについて

個人情報保護条例では、要配慮個人情報は原則として取り扱ってはならないことと

されている。

一方、改正個人情報保護法では、要配慮個人情報の取扱いを制限する規定は特段設けられていない。

この点、要配慮個人情報の取扱いの制限を、条例で独自に規定することについて、国のガイドライン等では許容されない（従わなかった場合、法違反と判断される可能性がある。）こととされている。

(イ) 要配慮個人情報の取扱制限を条例で独自に規定することについて

要配慮個人情報の取扱いの制限を、条例で独自に規定することが許容されない理由として、国のガイドライン等では、主に2点挙げられている。

1点目は、改正個人情報保護法は、活発化する官民や地域の枠を超えたデータ利活用に対応するため、別個の法律や条例による規律により生じていた旧法制の不均衡・不整合を是正し、個人情報の保護のために必要な全国的な共通ルールを法律で設定することを目的としているため、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについては、条例で独自に規定することは許容されないということである。

2点目は、各地方公共団体の条例における要配慮個人情報の取得制限規定では、取得を原則として禁止すると同時に、①法令に基づく場合や、②正当な事務の実施に必要な場合等には、要配慮個人情報の取得を可能としているところ、法では、個人情報全般について、その保有は法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定することとされており、要配慮個人情報の取得が可能となる範囲は、要配慮個人情報の取得制限規定による場合と、実質的に同様となっていることから、法律の規律と重複するこのような規定を条例で設けることは許容されないということである。

これらの点について、当審議会は、改正個人情報保護法の目的が上述のものであることについては認める所ではあるが、要配慮個人情報の取扱制限を条例で規定することは、必ずしも法律の規律と重複するとは言い切れず、仮に重複するとしても、個人情報のグレード（機微、救済可能性）に応じた適正な取扱いをすることは、法の趣旨に内包されたものと考えられるとともに、法律の規律と実質的に同様となっており重複であるならば、必ずしもデータ流通の阻害には当たらず、法の趣旨に反しないという見方もできるのではないかと考えた。

(ウ) 個人情報保護委員会への照会の実施について

当審議会は、令和4年2月9日に、上述の理由から条例と同様の規定を引き続き設けることができるのではないかと、本県の条例における要配慮個人情報の規定を明示した上で、個人情報保護委員会へ照会を行った。

この照会に対して、個人情報保護委員会からは、令和4年3月3日に回答があった。内容は、主に、そうした規定は許容されない旨と、それが無くとも本人の権利利益の保護は十分に確保される旨であり、以下それぞれ内容を記載する。

まず、個人情報保護条例と同様の規定を定めることが許容されないということについては、次のとおりであった。

- ・ 個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、個人情報保護法に委任規定が置かれていないものについては、改正個人情報保護法の下で条例に独自の規定を置くことは許容されない。
- ・ 個人情報保護やデータ流通に直接影響を与える事項であるか否かは、改正個人情報保護法の趣旨を踏まえ、個人情報の取扱いについて法の規律を超える制限を課すなど法の規律に抵触、競合するものであるか等に着目して判断する必要がある。
- ・ 個人情報保護条例第6条については、同条ただし書きに規定されている場合を除き、実施機関による同条各号に規定する事項を含む個人情報の取扱いを禁止するものであるところ、これは、行政機関等において要配慮個人情報の取扱いについて特別の制限を設けていない個人情報保護法の規律に抵触する規律を定めるものであり、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与える事項に当たる。一方で、同法はこのような規律を定めることについての委任規定を置いていない。
- ・ このため、個人情報保護条例第6条と同様の規定を、条例で定めることは、改正個人情報保護法の趣旨に反し、許容されない。

次に、このような規定を置かなくても本人の権利利益の保護は十分に確保されるという点については、次のとおりであった。

- ・ 個人情報保護法は、要配慮個人情報の取扱いについて特別の規定を設けていないが、個人情報全般について、その保有は法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定することとし（第61条第1項）、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこととしている

(同条第2項)ほか、第63条(不適正な利用の禁止)、第64条(適正な取得)等の定めを置いている。

- また、行政機関の長等の安全管理措置義務(第66条)に関し、求められる安全管理措置の内容は、保有個人情報の漏えい等が生じた場合本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、保有個人情報の取扱い状況(取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。)等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容とすべきものであり、こうした検討のなかで、要配慮個人情報が保有個人情報に含まれることを勘案して、行政機関内部における安全管理体制を構築することは想定される。
- これらの同法の規定に従った適正な執行を確保していくことにより、個人情報保護条例第6条と同様な規定が無くとも、十分な本人の権利利益の保護が確保されるものとする。

この回答について、当審議会からの照会にあった、法律の規律との重複の有無という点については明確に触れられておらず、また、重複しているとしても必ずしもデータ流通の阻害には当たらないのではないかという点については、データ流通に直接影響するものであり許容されない旨は明確にされているが、各々の規定の効果に係る検討も含めた実質的な根拠は必ずしも明らかにされていないと考えられる。

このように、当審議会として納得できるような十分な説明がなされないままに、結論のみ示されてしまっていることについては、非常に遺憾であるとする。

(エ) 対応の方向性について

以上のことからすると、要配慮個人情報の取扱制限について、条例に規定すべきとも考えられるところではあるが、個人情報保護委員会へ本県の条例を踏まえた照会を個別に行い、それが許容されない旨の回答が既になされている点に鑑みると、地方公共団体としてこうした法違反と判断される可能性がある対応を行うことが困難であることも想定される。また、改正個人情報保護法の適切な運用により、要配慮個人情報の保護について必要とされる水準の確保は可能であるとも考えられる。

よって、こうした場合については、改正個人情報保護法における個人情報の取扱いに関する義務を厳守するとともに、同法に従った制度運用にも万全を期し、専門的な知見に基づく判断が特に必要であると認めるときには本審議会へ諮問を行う等、引き続き本人の権利利益の保護が十分に確保されるよう、必要な対応をとることが適当で

ある。

ウ 収集の制限

(ア) 改正個人情報保護法における本人収集原則の取扱いについて

個人情報保護条例では、個人情報は原則として本人から収集しなければならない（以下、「本人収集原則」という。）こととされている。

一方、改正個人情報保護法では、個人情報は必ずしも本人から収集しなければならないわけではない。

この点、本人収集原則を、条例で独自に規定することについて、国のガイドライン等では許容されない（従わなかった場合、法違反と判断される可能性がある。）こととされている。

(イ) 本人収集原則を条例で独自に規定することについて

本人収集原則を、条例で独自に規定することが許容されない理由として、国のガイドライン等では、主に2点挙げられている。

1点目は、改正個人情報保護法は、活発化する官民や地域の枠を超えたデータ利活用に対応するため、別個の法律や条例による規律により生じていた旧法制の不均衡・不整合を是正し、個人情報の保護のために必要な全国的な共通ルールを法律で設定することを目的としているため、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについては、条例で独自に規定することは許容されないということである。

2点目は、改正個人情報保護法において、個人情報の保有は法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合であって利用目的の達成に必要な範囲に限定することとされており、また、不正手段による取得も禁止されており、加えて、保有個人情報が漏えい、滅失又は毀損の危険にさらされることのないよう、安全管理措置を講じなければならないこととされており、さらに、地方公共団体も個人情報ファイル簿を作成及び公表することとされ、個人情報ファイル簿に基づく開示等の本人関与が可能となっており、保有する個人情報の範囲及び安全管理措置、本人の関与機会の確保を通じて個人情報の保護が既に図られていることから、法律の規律と重複するような規定を条例で設けることは許容されないということである。

これらの点について、当審議会は、改正個人情報保護法の目的が上述のものである

ことについては認める所ではあるが、本人収集原則を条例で規定することは、必ずしも法律の規律と重複するとは言いきれず、仮に重複するとしても、条例において本人からの収集を原則とし、例外として本人以外からの収集も認める規定とすることは、本人の権利利益を保護するための適切な運用として有効であると考えられ、また、改正個人情報保護法と条例の規定が実質的に同様であるならば、データ流通の阻害には当たらず、個人情報保護とデータ利活用の両立の趣旨には反しないという見方もできるのではないかと考えた。

(ウ) 個人情報保護委員会への照会の実施について

当審議会は、令和4年2月9日に、上述の理由から条例と同様の規定を引き続き設けることができるのではないかと、本県の条例における本人収集原則の規定を明示した上で、個人情報保護委員会へ照会を行った。

この照会に対して、個人情報保護委員会からは、令和4年3月3日に回答があった。

内容は、主に、そうした規定は許容されない旨と、それが無くとも本人の権利利益の保護は十分に確保される旨であり、以下それぞれ内容を記載する。

まず、個人情報保護条例と同様の規定を定めることが許容されないということについては、次のとおりであった。

- ・ 個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、個人情報保護法に委任規定が置かれていないものについては、改正個人情報保護法の下で条例に独自の規定を置くことは許容されない。
- ・ 個人情報保護やデータ流通に直接影響を与える事項であるか否かは、改正個人情報保護法の趣旨を踏まえ、個人情報の取扱いについて法の規律を超える制限を課すなど法の規律に抵触、競合するものであるか等に着目して判断する必要がある。
- ・ 個人情報保護条例第8条については、同条各号に該当する場合を除き、実施機関による本人以外からの個人情報の収集を禁止するものであるところ、これは、本人以外からの個人情報の取得を禁止していない個人情報保護法の規律に抵触する規律を定めるものであり、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与える事項に当たる。一方で、同法はこのような規律を定めることについての委任規定を置いていない。
- ・ このため、神奈川県個人情報保護条例第8条と同様の規定を、条例で定めることは、改正個人情報保護法の趣旨に反し、許容されない。

次に、このような規定を置かなくても本人の権利利益の保護は十分に確保されるという点については、次のとおりであった。

- ・ 個人情報保護法は、個人情報全般について、その保有は法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定することとし（第 61 条第 1 項）、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこととしている（同条第 2 項）ほか、第 63 条（不適正な利用の禁止）、第 64 条（適正な取得）等の定めを置いている。
- ・ これらの同法の規定に従った適正な執行を確保していくことにより、神奈川県個人情報保護条例第 8 条と同様な規定が無くとも、十分な本人の権利利益の保護が確保されるものと考ええる。

この回答について、当審議会からの照会にあった、法律の規律との重複の有無という点については明確に触れられておらず、また、重複しているとしても必ずしもデータ流通の阻害には当たらないのではないかという点については、データ流通に直接影響するものであり許容されない旨は明確にされているが、各々の規定の効果に係る検討も含めた実質的な根拠は必ずしも明らかにされていないと考えられる。

このように、当審議会として納得できるような十分な説明がなされないままに、結論のみ示されてしまっていることについては、非常に遺憾であると考ええる。

(エ) 対応の方向性について

以上のことからすると、本人収集原則について、条例に規定すべきとも考えられるところではあるが、個人情報保護委員会へ本県の条例を踏まえた照会を個別に行い、それが許容されない旨の回答が既になされている点に鑑みると、地方公共団体としてこうした法違反と判断される可能性がある対応を行うことが困難であることも想定される。また、改正個人情報保護法の適切な運用により、収集に際しての個人情報の保護として必要とされる水準の確保は可能であるとも考えられる。

よって、こうした場合については、改正個人情報保護法における個人情報の取扱いに関する義務を厳守するとともに、同法に従った制度運用にも万全を期し、専門的な知見に基づく判断が特に必要であると認めるときには本審議会へ諮問を行う等、引き続き本人の権利利益の保護が十分に確保されるよう、必要な対応をとることが適当で

ある。

エ 利用及び提供の制限

個人情報保護条例では、取扱目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することを原則として禁止した上で、条例に規定する適用除外事項に該当する場合に限り、例外的に取扱目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができることとされている。

改正個人情報保護法においても、基本的には個人情報保護条例と同様の仕組みとなっているが、適用除外事項の具体的な内容については、個人情報保護条例と異なる点が存在する。

この点、当該適用除外事項の具体的な内容等について、個人情報保護条例の規定と改正個人情報保護法の規定とを比較したところ、両者は概ね同程度の内容となっており、現在の運用と概ね同程度の運用が、改正個人情報保護法の下でも可能なものと考えられる。

そのため、今後、既存の事務・新規の事務の双方について、必要に応じて個人情報保護委員会への確認を行うとともに、専門的な知見に基づく判断が特に必要であると認めるときには本審議会への諮問も行いつつ、改正個人情報保護法の施行に向けた準備や、施行後の制度運用を適切に行っていくことが適当である。

オ 電磁的方法による提供

(ア) 改正個人情報保護法における電磁的方法による提供の取扱いについて

個人情報保護条例では、電磁的方法（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用し、当該実施機関の保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。）による保有個人情報の提供は、一定の要件を満たした場合に限り行うことができることとされている。

一方、改正個人情報保護法では、電磁的方法の場合に限って保有個人情報の提供を制限する規定は存在しない。

この点、電磁的方法による提供の制限を、条例で独自に規定することについて、国のガイドライン等では許容されない（従わなかった場合、法違反と判断される可能性がある。）こととされている。

(イ) 電磁的方法による提供を条例で独自に規定することについて

電磁的方法による提供の制限を、条例で独自に規定することが許容されない理由として、国のガイドライン等では、主に次の点が挙げられている。

- ・ 令和3年の個人情報保護法の改正は、社会全体のデジタル化が進む中、法律で全国的な共通ルールを設定し、国のガイドラインや助言により制度の適正な運用を図ることにより、社会の変化に対応した個人情報の適切な保護とデータ流通の両立を実現することも目的としたものである。
- ・ オンラインで個人情報を提供するに当たっては、今後、個人情報保護委員会が策定するガイドライン等を参考に、保有個人情報の漏えい等を防ぐための措置を講ずること、漏えい等により本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる場合には保有個人情報の提供を行わないこと、保有個人情報を提供する場合において、当該個人情報の提供を受ける者に対し、必要に応じて、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めること等が求められることとなる。
- ・ 改正個人情報保護法においては、安全管理措置や第三者提供の制限等に関する規定を設けており、これらの規定を適正に運用することで、オンライン・オフラインを問わず、必要な保護が図られることから、オンライン化や電子化のみに着目した特則を設けることはしていない。
- ・ 以上より、従来個人情報保護条例において見られた、いわゆる「オンライン結合」を制限する規定に関しては、前述の規定の運用によりその目的を達成できると考えられるとともに、こうした改正個人情報保護法の考え方にそぐわないことから、条例においてこのような規定を定めることは、許容されない。

これらの点について、当審議会は、改正個人情報保護法の目的が上述のものであることについては認める所ではあるが、改正個人情報保護法においても、オンラインの場合も安全管理措置の規定等により重要性を踏まえた取扱いを求めていることから、電磁的方法による提供の制限の規定は、これを具体化（明文化）した明示的、確認的な規定であり、安全にデータを利活用するための条件として改正個人情報保護法の趣旨に内包されたものと考えられ、個人情報の提供を行う場合を条例で独自に直接的に制限するものではなく、改正個人情報保護法の適用効果に実質的に影響するものではないことから、改正後に現行の条例と同様の電磁的方法による提供を規定することは、

データ流通の阻害にはならず、個人情報保護とデータ利活用の両立の趣旨には反しないという見方もできるのではないかと考えた。

(ウ) 個人情報保護委員会への照会の実施について

当審議会は、令和4年2月9日に、上述の理由から条例と同様の規定を引き続き設けることができるのではないかと、本県の条例における電磁的方法による提供の制限の規定を明示した上で、個人情報保護委員会へ照会を行った。

この照会に対して、個人情報保護委員会からは、令和4年3月3日に回答があった。

内容は、主に、そうした規定は許容されない旨と、それが無くとも本人の権利利益の保護は十分に確保される旨であり、以下それぞれ内容を記載する。

まず、条例と同様の規定を定めることが許容されないということについては、次のとおりであった。

- ・ 個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについては、改正個人情報保護法の下で条例に独自の規定を置くことは許容されない。
- ・ 個人情報保護やデータ流通に直接影響を与える事項であるか否かは、改正個人情報保護法の趣旨を踏まえ、個人情報の取扱いについて法の規律を超える制限を課すなど法の規律に抵触、競合するものであるか等に着目して判断する必要がある。
- ・ 個人情報保護条例第10条については、同条各号のいずれにも該当する場合に限り、電磁的方法による保有個人情報の提供を認めるものであるところ、これは、電磁的方法による保有個人情報の提供について特別の制限を設けていない個人情報保護法の規律に抵触する規律を定めるものであり、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与える事項に当たる。一方で、同法はこのような規律を定めることについての委任規定を置いていない。
- ・ このため、個人情報保護条例第10条と同様の規定を、条例で定めることは、改正個人情報保護法の趣旨に反し、許容されない。

次に、このような規定を置かなくても本人の権利利益の保護は十分に確保されるという点については、次のとおりであった。

- ・ 個人情報保護法は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用することを禁止している（第63条）ほか、第66条（安全

管理措置)、第 69 条(利用及び提供の制限)、第 70 条(提供を受ける者に対する措置要求)等の定めを置いている。

- ・ これらの同法の規定に従った適正な執行を確保していくことにより、個人情報保護条例第 10 条と同様な規定が無くとも、十分な本人の権利利益の保護が確保されるものとする。

この回答について、当審議会からの照会にあった、電磁的方法による提供の制限が確認的な規定であり、改正個人情報保護法の趣旨に内包されたものと考えられるという点や、同法の適用効果に実質的に影響するものではないという点については明確に触れられておらず、データ流通に直接影響するものであり許容されない旨は明確にされているものの、各々の規定の効果に係る検討も含めた実質的な根拠は必ずしも明らかにされていないと考えられる。

このように、当審議会として納得できるような十分な説明がなされないままに、結論のみ示されてしまっていることについては、非常に遺憾であるとする。

(エ) 対応の方向性について

以上のことからすると、電磁的方法による提供の制限について、条例に規定すべきとも考えられるところではあるが、個人情報保護委員会へ本県の条例を踏まえた照会を個別に行い、それが許容されない旨の回答が既になされている点に鑑みると、地方公共団体としてこうした法違反と判断される可能性がある対応を行うことが困難であることも想定される。また、改正個人情報保護法の適切な運用により、電磁的方法による提供に際しての個人情報の保護として必要とされる水準の確保は可能であるとも考えられる。

よって、こうした場合については、改正個人情報保護法における個人情報の取扱いに関する義務を厳守するとともに、同法に従った制度運用にも万全を期し、専門的な知見に基づく判断が特に必要であると認めるときには本審議会へ諮問を行う等、引き続き本人の権利利益の保護が十分に確保されるよう、必要な対応をとることが適当である。

カ 個人情報保護審査会及び情報公開審査会（情報公開制度に係る対応の方向性と併せて記載）

個人情報保護条例は、保有個人情報の開示請求における不開示等の決定又は不作為について審査請求があったときは、附属機関の設置に関する条例により設置した神奈川県個人情報保護審査会に諮問することとしており、その組織及び運営については、神奈川県個人情報保護審査会規則に定められている。

改正個人情報保護法では、地方公共団体に対して審査請求があったときの諮問先機関は、行政不服審査法第 81 条第 1 項又は第 2 項の規定により設置される附属機関とされ、その組織及び運営に関する事項は条例により定めることとされた。このことから、県の個人情報保護審査会は条例から法律により設置される附属機関となるとともに、その組織及び運営に関する事項は神奈川県個人情報保護審査会規則から条例により定めることとなる。なお、個人情報保護審査会の調査審議の手續等については、行政不服審査法の規定と現行の個人情報保護条例及び神奈川県個人情報保護審査会規則の規定との整合性を踏まえ、行政不服審査法に設けられていない規定については、その必要性に応じて、条例により設けることが適当である。

一方、情報公開審査会については、その法的位置づけに変更はないものの、個人情報保護審査会に適用される行政不服審査法上の調査審議の手續等に関する規定との整合性を確保するため、現行の情報公開条例第 19 条第 3 項に規定する審査会の調査権限を行政不服審査法上の調査権限と同等のものとするとともに、同条例第 20 条第 3 項の規定に基づいて審査請求人等が審査会に提出する意見書又資料に提出期限を設定できるよう各規定を見直すことが適当である。

キ 運用状況の公表

個人情報保護条例では、実施機関は、条例の運用の状況について一般に公表することとされている。

改正個人情報保護法においては、個人情報保護委員会は、行政機関の長等に対し、改正個人情報保護法の施行の状況について報告を求めることができることとされており、また、毎年度、その報告を取りまとめ、概要を公表することとされているが、各地方公共団体の機関等における運用状況等の公表については、特段の規定はない。

この点、個人情報保護委員会が報告を求めて公表する内容がどのようなものになるのか、現時点では判然としないが、県においても独自に、制度が毎年どのように運用されている

のかを公表し、個人情報の保護をより一層効果的に推進するための重要な情報提供を県民に対して行っていくことは、個人情報保護委員会による公表内容等に関わらず、今後とも意義のあるものと考えられる。

そのため、改正個人情報保護法施行後においても、条例に規定すること等により、引き続き県独自で制度の運用状況等を一般に公表していくことが適当である。

3 情報公開制度について

(1) 個人情報保護制度との整合性を確保するために対応が必要な事項について

ア 行政文書（地方公共団体等行政文書）の定義

個人情報保護条例及び情報公開条例は、開示（公開）の対象となる行政文書から「文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、実施機関が定めるもの」を除外し、この「実施機関が定めるもの」として、各条例施行規則は、「会議の記録を作成するために録音等をした録音テープ等に記録されている電磁的記録」及び「書式情報を含めて磁気ディスク等に記録されている電磁的記録」（以下「会議録データ等」と総称する。）を規定している。

しかし、改正個人情報保護法では、会議録データ等が保有個人情報の開示請求の対象となる行政文書からは除外されないため、保有個人情報の開示請求と行政文書公開請求との間で、請求対象となる行政文書の範囲に差異が生じることとなる。

この点、会議録データ等を開示（公開）対象となる行政文書から除外した趣旨は、会議録データ等は議事録等の形で文書化されるまでの一時的・補助的な存在であるという点にあるが、記録媒体の大容量化や決裁手続の電子化に伴い、会議録データ等が電子データの状態で継続的に管理されている現状において、現行規定の立法趣旨の合理性が薄れていることは否定し得ない。

こうした実情を踏まえれば、行政文書公開請求においても、会議録データ等を公開対象となる行政文書から一律に除外する現行規定を見直すことが適当である。

イ 匿名加工情報の非公開情報性及び裁量的公開

改正個人情報保護法では、行政機関等が保有する個人情報を、特定の個人を識別できないように加工して民間事業者に提供する制度である匿名加工情報の提供制度が、地方公共団体の機関にも導入されることとなり、民間事業者は、その利用に係る手数料を納めるこ

ととされている。

県が作成した行政機関等匿名加工情報及びその作成に用いた保有個人情報から削除した記述等（以下「行政機関等匿名加工情報等」と総称する。）が記録された行政文書の情報公開については、情報公開請求を通じて、何人も、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の額より低廉な費用で入手できるとすれば、改正個人情報保護法が、受益者負担の原則や利用者間の公平性確保の観点から当該制度について特別な手数料規定を設けた趣旨や行政機関等匿名加工情報の慎重な取扱いを求める観点から民間事業者の提案に欠格事由を設けるなど行政機関等匿名加工情報の取扱者を限定した趣旨等も損なわれるおそれがある。

このことから、情報公開条例において、行政機関等匿名加工情報等を新たな非公開情報とする規定を設けるとともに、裁量的公開の対象からも除外することが適当である。

ウ 開示決定等の期限（個人情報保護制度に係る対応の方向性と併せて記載）

改正個人情報保護法は、保有個人情報の開示請求に係る決定期間を、原則として請求があった日から 30 日以内とし（以下「原則期間」という。）、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは 30 日以内に限り延長できると定めている（以下「延長期間」という。）。この原則期間及び延長期間については、地方公共団体が条例により任意の期間に短縮することはできるが、30 日を超える期間に設定することはできないとされている。

個人情報保護条例は、保有個人情報開示請求に係る決定期間を、原則として請求があった日から起算して 15 日以内とし（以下「県原則期間」という。）、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは 45 日以内に限り延長できると定めている（以下「県延長期間」という。）。この点、改正個人情報保護法との関係において、県原則期間（15 日以内）については、改正個人情報保護法の原則期間（30 日以内）に変更することは可能ではあるが、迅速な開示を求める請求者にとっては不利益な変更となる。一方、県延長期間（45 日以内）については、これを維持することは、上記の個人情報保護法の解釈から許容されないことになる。以上の点を踏まえ、改正個人情報保護法の下では、県原則期間については当該期間（15 日以内）を維持する一方、県延長期間については延長期間（30 日以内）へ見直すことが適当である。

一方、情報公開条例は、行政文書公開請求に係る決定期間について、保有個人情報の開示請求に係る決定期間と同一の期間の定めを設けているが、行政文書公開請求は保有個人情報の開示請求と比較して、その性質上、請求対象が広範囲にわたり、請求量も膨大とな

る場合も想定されるため、保有個人情報の開示請求に係る決定期間と同一の取扱いに変更すれば、行政文書公開請求に対する各実施機関の事務に支障をきたすおそれがあることから、行政文書公開請求に係る決定期間については、県原則期間及び県延長期間のいずれについても、現行の情報公開条例の期間を維持することが適当である。

なお、個人情報保護条例及び情報公開条例においては、保有個人情報の開示請求及び行政文書公開請求のいずれにおいても、請求のあった日を決定期間に算入しているが（初日算入）、改正個人情報保護法においては、その算入方法は民法の原則（初日不算入）によることとされ、地方公共団体が初日算入とする定めを設けることは許容されていないことから、初日不算入の取扱いとすることが適当である。

エ 処分後の公開の手續と処分の期限

情報公開条例は、情報公開請求に係る行政文書の公開決定後、実施機関は速やかに公開することとし、請求者が公開を受けない時は催告することができるとし、この場合において公開を受けない時には、公開を実施したものとみなすこととしている。

改正個人情報保護法は、保有個人情報の開示を受ける者は、その求める開示の実施の方法等を開示決定通知のあった日から 30 日以内に申し出なければならないと規定しており、当該期間を経過したときは、開示決定を受けた者であっても、開示を受けるためには、再度、開示請求を行うことが必要となる。当該規定の趣旨は、開示決定は当該決定を行った時点における判断結果であり、期間の経過により不開示情報該当性が変化する可能性があるという点にあるところ、かかる趣旨は、情報公開請求においても妥当することから、情報公開条例においても改正個人情報保護法と同様の処分後の公開の手續等に係る規定を設けることが適当である。

オ 費用負担（個人情報保護制度に係る対応の方向性と併せて記載）

改正個人情報保護法は、地方公共団体の機関に対し保有個人情報の開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料（以下「開示手数料」という。）を納めなければならないと規定している。ただし、個人情報保護委員会より、地方公共団体は、この開示手数料を無料とすること、また、開示手数料を無料とした場合においても、別途、実費相当額を徴収することが可能と解されている。

個人情報保護条例においては、条例制定以来、個人情報保護は行政の責務という観点から、開示手数料を徴収せず、請求対象文書の複写代等の実費相当額のみを徴収しており、

これは情報公開条例における行政文書公開請求に係る費用と同様の取扱いである。行政文書公開請求に係る費用については、手数料が一般的に人件費及び物件費を基に算出されるところ、情報公開の一層の推進の観点から、人件費相当額を減免することとし、実費相当額のみを徴収してきた。

このような本県の歴史的経緯を踏まえると、今般の個人情報保護法の改正を理由として、開示手数料という新たな費用負担を請求者に求める合理的理由は見出し難いことから、改正個人情報保護法の下においても、引続き、保有個人情報の開示請求に係る手数料を無料とし、実費相当額のみを請求者の負担とすることが適当である。

行政文書公開請求に係る費用についても、同様の取扱いとすることが適当である。

カ 個人情報保護審査会及び情報公開審査会

本論点は個人情報保護制度における対応の方向性と密接に関連するものであるため、前述の項番 2(3)カにて、個人情報保護制度における対応の方向性と併せて記載することとした。

キ 審査請求を棄却する場合等における手続

改正個人情報保護法は、審査請求に係る開示決定等を変更し当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決をする場合には、裁決の日と開示実施日との間に 2 週間以上の期間を置かなければならず、また、裁決後直ちに、第三者（参加人として当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した者）に対し、裁決をした旨、その理由及び開示を実施する日を書面により通知しなければならないと規定している。当該規定は、情報公開条例及び個人情報保護条例においても同様であるが、当該規定における第三者は、改正個人情報保護法の規定においては審査請求の手続において開示に反対している者に限られるが、両条例の規定においては、それに限らず、審査請求の手続きを行っていない、原処分時に反対意見書を提出したのみの第三者に対しても手続きを経ることが必要としている。

このことについて、改正個人情報保護法の規定の趣旨は、反対意見書を提出した第三者には諮問通知がなされるため、審査請求の手続において反対の意思を表示する機会が保障されていることから、当該第三者が審査請求の手続に参加しないのであれば、権利行使の機会を放棄したものであって、それ以上の手続的保障を与える必要はないという点にある。

この趣旨は、情報公開請求においても妥当することから、当該規定に相当する情報公開条例上の規定（同条例第 18 条第 1 項第 2 号）についても見直すことが適当である。

(2) その他の重要な事項について

情報公開制度については、(1)において記載した個人情報保護制度との整合性を確保するために対応が必要な事項以外に、対応の方向性を定めるべき重要な事項は見受けられなかった。

4 おわりに

デジタル社会形成整備法において、これまで個別の条例で規律していた各地方公共団体の個人情報保護制度についても、改正個人情報保護法に基づく全国共通ルールとして、行政機関及び独立行政法人等に対して新たに適用されるものと同様の規律が適用されることとなり、また、地方公共団体に対する規律についても、解釈運用や監視を個人情報保護委員会が一元的に担うこととなった。

これに伴い、県において 30 年以上の長きにわたって運用してきた個人情報保護制度についても、多くの影響を受けることとなったが、国よりも住民に身近な行政を担う地方公共団体として、地域の諸課題に取り組むにあたっての、個人情報保護制度の運用や改善において、県に期待される役割は、今後とも大きなものと考えられる。

特に、今回の答申に至るまでの審議にあたり照会を行った個人情報保護委員会の見解については、当審議会において望ましいとの意見があった対応の方向性と一致しないものや、理由が十分に説明されていないように考えられるものも見受けられ、答申の内容にも影響することとなったが、改正個人情報保護法に従った今後の制度運用にあたっては、同法第 1 条に規定されるとおり、「個人情報の有用性に配慮しつつ」も、最重要の目的である「個人の権利利益を保護する」という観点から取り組むことが、県へ求められるものとする。

そのため、県において、個人情報保護制度に係る全国共通ルールとなる改正個人情報保護法の規律を尊重することはもちろんではあるが、これまで行ってきた個人情報保護の水準を不当に下回ることのないよう、個人情報の保護と利活用のバランスをとった制度運用を目指し、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは当審議会の意見を聴き、今後とも個人の権利利益の保護のため適切に対応していくことを期待する旨、付言する。